

【作品にかかる権利の取扱いについて】

応募者（共同制作者を含む）は、次の事項に同意のうえ作品を提出するものとし、応募者が作品を提出した場合、応募者は以下の事項に同意したものとみなします。

- 1 応募者は、その応募作品が最優秀作品に決定した場合、作品にかかる所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む。）、その他一切の権利（知的財産権を登録する権利及び将来生じる作品にかかる一切の権利を含む。）を小田原市に無償で譲渡する。
- 2 最優秀作品の応募者は、小田原市および小田原市が指定する者に対し、作品にかかる著作者人格権を一切行使しない。
- 3 最優秀作品の応募者は、第三者に権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人格権、著作隣接権その他一切の権利）が帰属する素材または方法等を作品中に使用してはならない。万一、使用した場合、その使用に関する一切の責任（使用料の支払いを含む。）を応募者が負う。
- 4 最優秀作品の応募者は、小田原市が作品と同一または類似のデザイン、コンセプト、ネーミング、技術的思想及びアイデア等を本募集との関連の有無にかかわらず作出し、使用する可能性があることを承諾し、一切の異議を申し立てしない。
- 5 最優秀作品の発表及び展示に関する権利に関しては、小田原市に帰属する。
- 6 最優秀作品の選考過程において、候補作品を決定する場合があります、その場合には候補作品についても最優秀作品と同様に上記1～5の取扱いとする。